

令和3年2月12日

内閣総理大臣 菅 義偉 殿

公明党新型コロナウイルス
ワクチン接種対策本部

本部長 石井啓一

公明党政務調査会

会 長 竹内 譲

新型コロナウイルスワクチンの全国的な接種体制整備 に係る緊急提言

新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急事態宣言が延長される中、多くの国民はコロナ禍の収束に向け確たる道筋を求めている。

こうした状況の中、今般のコロナワクチンの接種事業は、我が国にとってコロナ禍の収束に向け極めて重要な国民的プロジェクトであり、各自治体は3月中旬を目途に接種計画の策定作業に取り組んでいるところである。

我が党は、1月20日に党本部にワクチン接種対策本部を設置し、全国の都道府県本部の対策本部と密接な連携の下、円滑な接種体制の整備に向け、全力で取り組みを進めているところである。

こうした全国の地方議会からの声も踏まえ、国民への一日も早い円滑な接種体制を進めるため、以下緊急の提言を行うものである。

1 ワクチン接種に要する自治体への財政措置などについて

- (1) 既に第三次補正予算の成立に伴い、コロナワクチン接種体制確保事業に係る各自治体への補助金の上限額について通知されているところであるが、ワクチン接種対策費負担金の単価が不十分との指摘がある中、自治体によっては上限額で賄いきれないとの声が強く出されている。
今後各自治体が接種計画を策定する中、各自治体の現状を踏まえ、自治体の財政負担が生じないよう必要な財政措置を講じること。
- (2) ワクチン接種の円滑な体制整備のため検討されている新たなワクチン接種記録システムの導入に当たっても、自治体や医療機関で新たな業務の追加も想定されるが、その際の人件費などについて別途必要な財政措置を行うこと。

- (3) 集団接種の専門職の確保について、医師・看護師・薬剤師等の組織に対して各自治体も協力要請などを行っているが、国としても全国団体に対して積極的な協力要請を行うこと。

2 自治体の接種体制の整備などについて

- (1) 各自治体の接種計画策定に当たり、その始期を左右する3種類のワクチン確保の状況について、一刻も早い情報提供に努めること。
EUにおける域外規制などが想定される中、必要なワクチンの確保のため外交努力を行うこと。
- (2) 当面のファイザー社のワクチン接種について、集団接種方式や地域の診療所等による個別接種方式が示されているが、それぞれの特徴や自治体における必要な配慮事項など具体的な指針を自治体に示すこと。
また、他の2種類のワクチンについても、適切な段階で速やかに、接種間隔や保存方法などの特性を明らかにすること。併せて妊婦や16歳未満に対する接種の考え方を取りまとめること。
- (3) ファイザー社ワクチンの小分けについて、特にワクチンの搬送についてワクチンの品質管理の観点から、国指針の早急な徹底を図ること。この場合、医薬品流通に経験のある卸売事業者の活用を図ること。
- (4) 各自治体における接種体制の整備に当たって、診療所の開設届や医師等の派遣などについて、労働者派遣法等の取扱いについて明確にすること。
また、医療職の活用について、集団接種会場の担当医師として地域の診療所などの医師に協力要請する場合、自院での診療活動を勘案するとおのずと接種会場への派遣に限界があるとの声もあり、医療現場のインセンティブを確保するため十分な財政的措置を図ること。
- (5) アナフィラキシー等の副作用への対応策を万全にすること。また、接種会場での救急対応についても適切な指針とすること。
- (6) ワクチン接種体制の整備のため必要な人材確保に当たっては、離職中や被扶養者の要件内で従事している医療関係者の活用を促すこと。
そのためには、ワクチン接種事業等により一時的に増加する収入の取り扱いは、被扶養者認定を取り消さない等の措置を明確にすること。
- (7) 離島などの接種困難地域における対応について、地元自治体と密接な連携の下、地域のニーズを的確に把握の上、接種順位の取扱いや医師派遣・本土での接種費用への対応、さらには必要な場合は自衛隊の医療チームの派遣など特段の配慮を行うこと。

- (8) 住所地外での例外的接種について、一般市民を対象とする段階において、特に昼間人口の多い地域にあって、学生や企業人などの円滑な接種を進めるため、「やむを得ない事情」等の基準を明確にするとともに、簡便な申請とすること。また、住所地の接種券を入手できないケースへのきめ細かな対応を行うこと。
また、職域での接種などについて、自治体との情報連携など実施できる体制づくりを進めること。
- (9) 今後のワクチンの確保状況に応じて、接種順位についても、訪問介護などの取り扱いについて、それぞれの自治体の裁量に委ねるなど、柔軟な対応を行うこと。
- (10) 透析患者や移動困難な重度者に対する接種について、訪問巡回による接種が可能となるよう特段の配慮を行うこと。併せて、接種を受ける高齢者や障がい者の移動手段など、自治体の柔軟な対応ができるよう配慮すること。
- (11) 障がいのある方のワクチン接種体制について、接種会場におけるバリアフリーや意思疎通・情報確保など、障がい特性を踏まえた支援を行うこと。接種会場における手話通訳者、要約筆記者や遠隔手話通訳サービスの確保や視覚障がい者の移動支援などきめ細かな対応を行うこと。
- (12) 英語だけでなくその他の言語も含め地域に多くの外国人が居住する自治体によっては、接種券や予診票の多言語化や宗教上の理由による接種会場の配慮などに苦慮している状況もあり、国による財政支援や指針の作成など必要な対策を講じること。
- (13) 薬事承認後速やかな予診票の提示などを進めること。別のワクチン承認が行われた場合速やかな情報発信を行うこと。
- (14) 全国的には、都道府県、市町村、地元医師会等の協議が様々な要因により難航している事例も仄聞しており、必要に応じて、国の地方厚生局などのバックアップ体制により必要な支援を行うこと。
- (15) 接種時期について、自治体間での競争となるような事態を避けるため、マスコミ報道を含め、適切な対応を行うこと。

3 ワクチン接種に係る国民への周知について

- (1) ワクチンの安全性・有効性について十分な周知を行うこと。さらに、それぞれのワクチンの特性に応じた必要な情報提供に努めること。
- (2) 副反応などが発生した場合には、速やかに専門家による評価を実施すると

ともに、国民への的確な情報提供を行うこと。

- (3) リュウマチや免疫抑制剤の使用者など禁忌情報や持病と投薬との関係など適切な情報発信に努めること。

4 新たなワクチン接種記録システムの導入について

- (1) 市町村の予防接種台帳システムとV-SYSに加えて接種管理システムの導入について、自治体の現場で相当の困惑の状況であり、新たな接種記録システムの導入方針を早急に明確にするとともに、必要な情報を各自治体や医療機関に周知すること。
- (2) ワクチンの接種現場における入力作業について、自治体・医療機関の事務負担が過度にならないよう国の責任において導入作業を進めること。
こうした事務負担が、自治体の接種体制の整備作業を阻害することがないように十分配慮すること。

5 その他

- (1) コールセンターの整備について
2月15日から厚生労働省のコールセンターが開設されるが、国民からの相談に的確に対応できる体制とするとともに、各自治体のコールセンター設置についても効果的な体制となるよう配慮すること。
その際、高齢者の優先接種について、固定電話を中心とする相談、問い合わせが殺到することも想定され、音声自動応答（IVR）等の活用なども自治体の支援対象とすること。
- (2) ワクチン接種体制の整備に必要な人員の確保に当たっては、緊急雇用創出の観点から、求職者、休業者、現役出向者などからの採用を推進すること。
- (3) ファイザー社のワクチンについてシリンジの死腔から1バイアル当たりの回数が問題となっているが、ワクチンを無駄にしないためにも、死腔のないシリンジの確保に努めること。
また、自治体からは現場の品不足から希釈用シリンジの現物給付等を求める声が多く検討を行うこと。